横浜市教育委員会 定例会会議録

- 1 日 時 平成25年8月9日(金)午後2時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 奥山委員 間野委員 坂本委員 西川委員 岡田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会定例会議事日程

平成25年8月9日(金)午後2時00分

- 1 会議録の承認
- 2 教育長一般報告・その他報告事項
- 3 要望等審査

受理番号5 不服申立て及び訴訟等に関する要請書

受理番号6 教科書に関する請願書

4 審議案件

教委第27号議案 特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書並びに 高等学校用教科書の採択について

5 報告案件 教委報第3号 教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について

6 その他

[開会時刻:午後2時00分]

~傍聴人入室~

今田委員長

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。 まず、事務局から報告をお願いします。

伊東総務課長

本日は急施を要する案件として受理番号7、教科書に関する要請書についての 審査もお願いいたします。

今田委員長

それでは、横浜市教育委員会会議規則第1条の2、第2項に基づく急施を要する案件として、後ほど、要望等審査の中で審査を行います。

次に会議録の承認ですが、7月12日の会議録署名者は坂本委員と私です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局まで お伝えください。

なお、前回7月26日の会議録については、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いいたします。

岡田教育長

【教育長一般報告】

- 1 市教委関係
 - (1) 主な会議等

○7/29~8/2 教職員初任者研修

○7/31 横浜高校野球部による市長表敬訪問

○7/31 食育シンポジウム 2013

 \bigcirc 8 / 8 \sim 10 平成 25 年度第 37 回東中学校水泳競技大会

それでは、市教委関係の主な会議等についてご報告いたします。

7月 29 日から8月2日まで、教職員の初任者研修を道志村で開催いたしました。7月 29 日から4グループに分かれて出発し、それぞれ1泊2日の宿泊研修を行いました。私は30日の北部のグループのバスに乗って道志村へ向かいまして、村長さんにお会いし、受け入れのお願いをしてまいりました。

7月31日は横浜高校野球部による市長表敬がございまして、私も同席をいたしました。

同じく7月31日、食育シンポジウムを関内ホールで開催いたしまして、食育実践推進校になっております学校の代表として4名の教員がそれぞれパネルディスカッションを行いました。その後、帝京大学の殖田友子先生から「頭で食べて強くなる」という題名で食育の基調講演がありました。

8月8日から10日までの間、平成25年度第37回関東中学校水泳競技大会が、 横浜国際プールで開催されておりまして、8日の開会式では私がご挨拶をさせて いただきました。

報告事項は以上です。

今田委員長

教育長から報告が終了しましたが、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

私から1つだけよろしいでしょうか。この関東中学校水泳競技大会の参加者は何人ぐらいですか。

岡田教育長

それぞれの県で150人位で、神奈川県では350人の参加でしたから、保護者や先生方入れまして、総勢3,000人ぐらいいらっしゃいました。

今田委員長

そうですか、分かりました。

それでは、ご質問等がなければ、議事日程に従い、要望等審査に移ります。 まず、会議の非公開についてお諮りします。受理番号5の要請書につきまして は、訴訟に関する案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、受理番号5の要請書の審査は非公開として、後ほど審査をいたします。

受理番号6の請願書について審査を行います。所管課から説明をお願いします。

入内嶋指導部 長 指導部長入内嶋でございます。受理番号6につきまして、担当の指導主事室長 から説明させていただきます。

吉原指導主事 室長

指導主事室長、吉原でございます。受理番号6につきまして考え方をご説明申 し上げます。

受理番号6番は、横浜市教育委員会により行われた横浜市立学校使用教科書の 採択の手続に関する請願及び陳情に関する内容であり、教育長に専決させる請願 及び陳情と判断されます。

以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終わりましたが、何かご質問等ございますか。

それでは、特にご意見等がなければ、受理番号6は教育長専決としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

では、受理番号6については、教育長専決で回答するとともに、報告をお願いします。

次に、先ほど事務局から追加がありました受理番号7の要請書について、審査を行います。所管課から説明をお願いします。

吉原指導主事 室長

受理番号7につきまして、考え方をご説明申し上げます。

受理番号7番は、横浜市教育委員会により行われた横浜市立学校使用教科書の 採択の手続に関する請願及び陳情に関する内容であり、教育長に専決させる請願 及び陳情と判断されます。 以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終わりましたが、何かご質問等ございますか。

特にご意見等がなければ、受理番号7は教育長専決としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

では、受理番号7については、教育長専決で回答するとともに、報告をお願い します。

次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。教委第27号議案「特別支援学校 及び小・中学校個別支援学級用教科書並びに高等学校用教科書の採択について」 審議を行います。

本日の教科書の採択に係る審議資料につきましては、これまでと同様、採択終 了後に公表することといたします。

まず初めに、所管課から全体に係る説明をお願いします。

入内嶋指導部 長 指導部長、入内嶋でございます。それではよろしくお願いいたします。

お手元にファイルがございます。少し大きくて申し訳ございませんが、ファイルの中のインデックス1をお開きいただきたいと思います。

教委第27号議案「特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書並びに高等学校用教科書の採択について」ご説明いたします。裏面をご覧ください。2ページでございます。これは、平成26年度に特別支援学校及び小・中学校個別支援学級並びに高等学校、南高等学校において使用する教科書を採択することについてご提案させていただくものでございます。

お隣、3ページをご覧ください。採択をいたします教科書は、(1)から(3)でございます。(1)平成26年度に横浜市立の特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において使用する教科書、(2)高等学校において使用する教科書、(3)中高一貫教育校である南高等学校において使用する教科書でございます。

なお、南高等学校用教科書につきましては、南高等学校附属中学校において、 南高等学校の学習内容を一部移行して実施する際に使用する教科書も含みます。

次に、1枚おめくりください。資料をご説明申し上げます。右上に囲みで資料1と書かれております。この5ページから8ページまででございますけれど、5月7日の教育委員会で決定いたしました平成25年度横浜市教科書採択の基本方針でございます。

さらに、右側の9ページでございますが、ここには資料2として教科書採択手順、1枚おめくりいただきますと、右側に資料3といたしまして、11ページになりますが、横浜市教科書取扱審議会条例を添付してございます。ここまでの資料は、本日、傍聴されている方々にもお配りさせていただいております。

次に、インデックス2番から4番まででございます。2、3、4、これが採択に関する資料となっております。後ほど、詳しくご説明申し上げます。

続きまして、インデックス5番から8番までございます。5、6、7、8とございます。こちらは横浜市立学校の教科書の取扱いについて、答申でございます。

なお、これらの資料の中で、採択や答申に関する資料につきましては、採択終

了まで非公開となっております。

次に、今申し上げました答申に至るまでの教科書取扱審議会及びその後の経過 についてご説明いたします。恐れ入ります。インデックス1番にお戻りいただき まして、5ページをお開きください。

ここにございますように、教育委員会では、採択にあたり、平成 25 年 5 月 7 日、平成 25 年度横浜市教科書採択の基本方針を決定いたしました。基本方針を 1 枚おめくりいただきまして、右側の 7 ページの 4 番をご覧ください。

「4 採択の流れ」(1)に示してあるとおり、教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づいて横浜市教科書取扱審議会を設置し、教科書採択の基本方針に基づいて、必要な事項の調査、審議を行うよう、平成25年5月23日に教科書取扱審議会に諮問をいたしました。

続きまして、教科書取扱審議会の審議経過についてご報告申し上げます。 1 枚 おめくりいただきまして、資料 2 の教科書採択手順をご覧ください。

特に下の段にあります表をご覧ください。

この教育委員会の諮問を受けまして、審議会は5月23日、7月4日、7月11日の計3回開催されました。そして、表の③、④、⑤、それから⑦、⑧にそれが該当いたします。なお、この間、審議会では表の④と⑤に関わりますけれど、専門かつ綿密な調査研究を行うために、教員及び指導主事からなる教科書調査員を任命し、教科書調査員報告書を作成いたしました。

また、表の⑤でございますけれど、ここにございますとおり、特別支援学校及 び小・中学校個別支援学級並びに高等学校、南高等学校につきましては、児童生 徒一人一人の学習実態や学校ごとの教科、科目の開設状況が異なることから、各 学校長に教科用図書意見報告書の提出を依頼いたしました。

審議会では、これらの資料や教科書見本本、文部科学省が公開している教科書編集趣意書などの資料に基づいて、先ほど申し上げました3回の審議会で慎重に研究、協議を行ってまいりました。その結果として、表の⑦、⑧をご覧ください。特別支援学校及び小・中学校個別支援学級につきましては、各学校の教育課程のもとで、児童生徒一人ひとりの障害の状態、学習状況、興味・関心等を踏まえ、かつ児童生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画に沿って、教科等の目標の実現を図ることができる教科書を答申としてまとめました。

また、高等学校及び南高等学校につきましては、横浜市立高等学校教育振興プログラムに示されました各校の使命、教育理念、生徒の進路状況等を踏まえ、かつ、各高校の各教科、科目の目標の実現を図ることができる教科書を答申としてまとめました。

そして、7月11日開催の第3回の審議会で答申が決定されました。

今田委員長

ちょっと説明中にすみません。今、この9ページの資料2で話してくれていると思いますが、これは、採択手順として時期が書いてあるんだけれども、具体的な日にちが書いてありません。採択について「こういうふうに示してやっていきますよ」というように、最初に説明するという意味ではそれはいいかも分からないけれども、今までやってきた分の実績は、やはりこういう資料にもきちんと日にちは入れておかないといけないと思います。それは採択をする我々に対して大変失礼な話だと思います。この資料はやり方の話であって、具体的にやってきた実績について示すものだと思いますが「この日にこういう格好でやりましたよ」とか、「これはいつ、こういうふうに、この日にやりましたよ」といったことはやはり日にちが入らないと、きちんとした説明にならないと思います。

入内嶋指導部 長 はい、申し訳ございません。

今田委員長

それは、何と言うか、きちんと適正な審議をしたということの証を明確にする ためにも必要な話ではないでしょうか。今日はもう仕方ないので、こちらが書く のはやぶさかではないけれども、普通、こういうものをやるときは、これが予定 の手順であって、実績には「こうしました」という格好で示していくのが正しい やり方だと思います。教育長、このことについては、私も気にしていたのだか ら、それなりに連絡を取って進行をする上で誤解のないようにきちんとやってく ださい。やはりまずいと思います。図表の③、④のところについて、もう一度ち ゃんと説明してください。

入内嶋指導部 長 はい、申し訳ございません。第1回の審議会が5月23日でございます。第2回が⑦、⑧のところになりますけど、7月4日でございます。第3回が7月11日でございます。そして、7月18日に教育長に答申を手交し、教育委員会に提出いたしました。大変失礼いたしました。今申しました審議会の日程で答申、そして手交という流れでございます。

それ以降、本日まで、各教育委員の皆様におかれましては、関係法令、文部科学省及び神奈川県教育委員会の通知、学習指導要領、横浜版学習指導要領、横浜市立高校版学習指導要領、教科書編集趣意書、教科書見本本による教科書調査、答申の説明などを受けまして、教科書研究を進めていただいてきているところでございます。

大変申し訳ございませんでした。以上でございます。

今田委員長

ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。それでは、引き続き「特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書」「高等学校用教科書」「南高等学校用教科書」の順で説明をお願いいたします。

入内嶋指導部 長 では、最初に、今申しました審議会の答申につきまして、指導主事室長からご説明申し上げます。

吉原指導主事 室長 指導主事室長、吉原でございます。まず、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書の答申についてご説明いたします。

インデックスの6番をお開きいただけますでしょうか。平成26年度使用特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書答申をご覧ください。表紙を1枚、おめくりください。こちらに答申する教科書と答申理由が記載されております。答申する教科書は別紙一覧のとおりとなっております。答申理由につきましては、記載のとおりでございます。なお、別紙一覧はそのページを1枚おめくりいただいたところから学校種別、障害種別ごとにまとめて記載しております。

特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書の答申については以上でございます。

次に、高等学校用教科書答申についてご説明申し上げます。インデックスの7番をお開きください。平成26年度使用高等学校用教科書答申をご覧ください。表紙を1枚おめくりいただきますと、答申する教科書と答申理由が記載されております。答申する教科書は、別紙一覧のとおりとなっております。答申理由につきましては、記載のとおりでございます。なお、別紙一覧はそのページを1枚おめ

くりいただいたところから、教科、種目ごとにまとめて記載しております。

続きまして、南高等学校用教科書についてご説明申し上げます。インデックスの8番をお開きください。平成26年度使用南高等学校用教科書答申をご覧ください。表紙を1枚おめくりいただきますと、答申する教科書と答申理由が記載されております。答申する教科書は別紙一覧のとおりとなっております。答申理由及び別紙一覧につきましては、高等学校用教科書と同様に記載がございます。

高等学校用教科書及び南高等学校用教科書の答申については以上でございます。

今田委員長

答申について説明が終了しました。皆さん、それぞれ勉強もされてきていると 思いますけれども、答申について、改めて何か確認をしていただけることがあれ ば、どうぞ。

これは前回のときも少しお話を申し上げたかもしれませんけれども、特別支援学校と、それから小・中学校の個別支援学級の場合は、児童生徒の一人ひとりの学習実態に合った教科書や一般図書を、それから高等学校、南高等学校については、各学校の教科、科目の開設状況が異なるため、数多くの教科書・一般図書を採択することになるわけですよね。

それでは、事務局に特別支援学校及び小・中学校個別支援学級、それから高等学校、南高等学校の平成26年度使用教科書についての案の説明をお願いしたいと思います。

吉原指導主事 室長

それでは、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書(案)について、ご説明いたします。

インデックスの2番をお開きください。平成26年度使用特別支援学校及び小・中学校個別支援学級教科書(案)をご覧ください。

表紙を1枚おめくりください。採択する教科書の欄にあります別紙一覧のとおり、採択することをご提案いたします。なお、別紙一覧は、そのページを1枚おめくりいただいたところから記載しております。

前のページにお戻りいただけますでしょうか。採択理由(案)を読み上げさせていただきます。

本市の各特別支援学校及び個別支援学級設置小学校・中学校では、児童生徒の障害の状態が異なっているため、「平成25年度横浜市教科書採択の基本方針」に基づき、各学校の教育課程や年間指導計画、児童生徒一人ひとりの「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に即して、最も適切である教科書について、各学校長に対して意見の報告を求めた。

横浜市教科書取扱審議会では、この各学校長より提出された「教科用図書意見報告書」を尊重しつつ、その内容を教科書目録に登載されている教科書及び一般図書について調査・研究した「教科書調査員報告書」とあわせて慎重に審議し、「平成26年度使用特別支援学校及び小・中学校個別支援学級使用教科書答申」と

「平成 26 年度使用特別支援学校及び小・中学校個別支援学級使用教科書答申」としてまとめ、教育委員会に提出した。

教育委員会では、この答申をもとに児童生徒の障害の状態、学習状況、興味・ 関心の観点から、さきの「教科用図書意見報告書」を参考にしつつ、慎重に審議 した。

その結果、各特別支援学校及び個別支援学級設置小学校・中学校が、その教育 課程のもとで、児童生徒の障害の状態、学習状況、興味・関心等を踏まえ、か つ、各児童生徒の「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に沿って、教 科等の目標の実現を図ることができる教科書として、適切であると認められたた め、別紙一覧のとおり、平成 26 年度に使用する教科書を採択するものである。 以上でございます。

1枚おめくりくださいますでしょうか。そこに採択する教科書が一覧となっております。1ページ「I 特別支援学校(視覚障害)」の「1 小学部」から検定済教科書。もう1枚めくっていただきまして、文部科学省著作教科書、一般図書、拡大教科書、点字教科書につきまして発行者番号、発行者略称、教科書の記号・番号、書名等が記載されています。

以下、3ページから「2 中学部」。2枚おめくりいただきまして、6ページから「3 高等部」と記載してあります。

続きまして、14 ページをご覧ください。ここからは「Ⅱ 特別支援学校(聴覚障害)」について、小学部から順に、中学部、高等部と続きます。

さらに、2ページおめくりいただきまして18ページをお願いいたします。こちらには特別支援学校(知的障害)、もう1枚おめくりいただきまして、21ページに特別支援学校(肢体不自由)。2ページめくっていただきまして、24ページの特別支援学校(病弱)と、障害の種別ごとに記載してあります。

26 ページをお開きください。ここからは「VI 個別支援学級」の記載があります。26 ページに知的障害、27 ページに自閉症・情緒障害、さらに弱視の順に記載してあります。

28 ページに続きまして、「一般図書一覧」とあり、それを1枚おめくりいただきますと、今年度より、教育委員会事務局が新たに作成し各学校に示した「教科用図書選定参考一覧」に記載のある図書の発行者名や書名などが、数ページにわたり459種類記載してあります。

さらに、おめくりいただいて 14 ページ、お開きください。14 ページ以降には、「教科用図書選定参考一覧」に記載のない図書が 334 種類記載してあります。この一覧では、あわせて 793 種類の一般図書が挙げられております。

特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書(案)につきましては以上でございます。

今田委員長

少し長くなりましたけども、所管課から説明が終わりました。各委員からのご 意見、ご質問等がございましたらどうぞ。

ございませんか。それでは、私から1つ申し上げます。

特別支援学校や個別支援学級を対象とした、俗に言う、熱心な教科書会社というのは、例えば、視覚障害の場合、ライトハウス出版のようなところがありますけども、障害の分野に応じて、やはりこの部分に得意なところとそうでないところというのがあるのでしょうか。極めて素朴な質問なのですが、「このジャンルには秀でている」とかいうものはありますか。

入内嶋指導部 長

特別支援教育担当の課長からご案内します。

吉原特別支援 教育課長

どうぞよろしくお願いします。それぞれ対応した教科書をつくっているところというのは、やはりそれぞれに応じて強いところがあります。

今田委員長

私が聞いたのは、例えば視覚障害に強いところ、聴覚障害に強いところということで、それぞれ、その障害の部門によって、得意な会社というのがあるんですか、ということです。

吉原特別支援 教育課長

視覚障害ですと拡大教科書、障害に合ったものというと、例えば知的障害用の算数などの教科書もあります。

今田委員長

聞きたかったのは、一般の検定教科書をつくっている会社とはまた違う、専門 の会社がつくっているのかどうかということです。

吉原特別支援 教育課長

そうですね、見やすい工夫をするとか、点字の教科書などにつきまして独自の 特色で秀でている会社はあります。

今田委員長

他にご質問はよろしいですか。それでは、ご質問等がなければ、特別支援学校 及び小・中学校個別支援学級用教科書については、原案のとおり承認してよろし いでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書については、原 案のとおり採択いたします。

次に、高等学校用教科書及び南高等学校用教科書(案)について、所管課から 説明をお願いいたします。

吉原指導主事 室長

高等学校用教科書(案)についてご説明いたします。少し長くなりますが、よ ろしくお願いいたします。

インデックスの3番、平成26年度使用高等学校用教科書(案)をご覧ください。表紙を1枚、おめくりください。採択する教科書の欄にあります別紙一覧のとおり、採択することをご提案いたします。なお、別紙一覧はもう1枚おめくりいただいたところから記載してございます。

前のページにお戻りいただきまして、採択理由(案)を読み上げさせていただきます。

本市の各高等学校は、平成23年3月に策定された「横浜市立高等学校教育振興プログラム」に基づき、特色ある学校づくりに取り組んでいる。特色ある学校づくりのために、各校にはさまざまな使命があり、その使命や教育目標を踏まえた教科書を選定する必要がある。「平成25年度横浜市教科書採択の基本方針」に基づき、各校にとって最も適切である教科書について、一般図書(高等学校用)も含めて、各学校長に対して意見の報告を求めた。

横浜市教科書取扱審議会では、各学校長より選出された「教科用図書意見報告書」を尊重しつつ、その内容を教科書目録に登載されている教科書について調査・研究した「調査員報告書」とあわせて慎重に審議し、「平成26年度使用高等学校用教科書答申」としてまとめ、教育委員会に提出した。

教育委員会では、この答申をもとに、「横浜市立高等学校教育振興プログラム」に示された各学校の使命、教育理念、生徒の進路状況等の概要、重視する取組の観点から、先の「教科用図書意見報告書」を参考にしつつ、慎重に審議した。

その結果、各学校の特色に配慮し、各教科・科目の目標の実現を図ることができる教科書として最も適切であると認められたため、別紙一覧のとおり、平成 26 年度に使用する教科書として採択するものである。

以上でございます。

1枚おめくりください。こちらに採択する教科書が一覧となっておりますので、ご覧ください。左側から学校名、発行者の番号・略称、教科書の記号・番号、書名、各学校の選定理由、教科書の特徴の項目がございます。学校名の欄に複数の学校が記載している場合は、それぞれの学校で同じ教科書を採択するという案でございます。

内容の説明をさせていただきます。

このページは国語総合の採択案となっております。各学校が挙げた選定理由と教科書調査員の報告にある教科書の特徴を検討し、採択案といたしました。例えば、1番目の東高校は、東京書籍の「精選国語総合」を挙げ、「基礎・基本の徹底を図ることができ、学習者の興味・関心を広げる可能性を含んだ教材が現代文・古文・漢文ともにとられていること。言語活動においても、小論文だけにとどまらず、PISA型読解力にも対応しており、幅広い学習ができること。図録などの参考資料も充実しており、学習を深める配慮がなされていること」を選定理由としています。

この教科書の特徴としては、「教材が質・量ともに精選され、基礎力の充実を図るとともに、基本的な国語力が高められる工夫と配慮がなされている。また、表現の学習が、独立した単元として設定されており、言語活動例も工夫されている」とあり、この教科書が、東高校の国語総合の目標の実現を図ることのできる教科書として適切であるととらえ、採択案としています。

2番目、3番目の桜丘高校は、東京書籍の「国語総合現代文編」と「国語総合 古典編」という分冊の教科書を挙げ、選定理由として、「さまざまな教材が充実 しており、進学指導重点校として大学入試を見据えた学習指導をしていく上で指 導しやすい編集がなされている」こととしています。

この教科書の特徴としては、「様々な分野の文章を教材化し、時代に即した作品が豊富に収録されている。発展的な内容を重視した編集である」とあり、この教科書が、桜丘高校の国語総合の目標の実現を図ることができる教科書として適切であるととらえ、採択案としています。

4番目の教育出版の「国語総合」につきましては、選定理由として、さまざまな教材がバランスよく配置されているという理由により、みなと総合高校、横浜総合高校の2校で目標の実現を図ることができる教科書として適切であるととらえ、採択案としております。

恐れ入ります。36ページをお開きください。

このページは数学 I の採択案となっております。 1 番目の戸塚高校定時制は実 教出版の「高校数学 I」を挙げ、その選定理由として、「例題や問題が、中学校 時に学習した内容から振り返ることができるように作成されており、基礎学力の 定着に適している」となっております。

この教科書の特徴としましては、「基礎・基本の徹底理解のため、中学の復習を取り入れるなどの工夫がなされている。数学を分かりやすく学習できるような工夫がしてある」とあり、この教科書が戸塚高校定時制の数学 I の目標の実現を図ることができる教科書として適切であるととらえ、採択案としております。

2番目の横浜サイエンスフロンティア高校は、啓林館の「詳説数学 I」を挙げ、選定理由として、「分かりやすい例や説明から複雑で進んだ問題まで網羅的に取り扱い、数学の見方や考え方を理解し、数学の知恵と力を養えるように配慮されていること。研究として発展的な内容が多く扱われていること」などが挙げられております。

この教科書の特徴としましては、「数学の見方や考え方を理解し、数学の知恵と力を養えるよう編集してある。生徒が学習内容に興味・関心を持ち自発的・意

欲的な学習活動ができる配慮がしてある」とあり、横浜サイエンスフロンティア 高校の数学 I の目標の実現を図ることができる教科書として適切であるととら え、採択案としております。

3番目の数研出版の「数学 I 」につきましては、選定理由として、「基礎・基本の定着に必要な内容から発展的な内容まで幅広く扱っていること」として金沢高校、東高校、戸塚高校の3校で目標の実現を図ることができる教科書として適切であるととらえ、採択案としています。

国語総合と数学 I の 2 種目につきまして説明をさせていただきましたが、他の 教科、種目も同様に検討いたしまして、一覧としてまとめております。

後ろのほうになりますが、申し訳ございません。最後から3枚目をお開きください。109ページになります。109ページの一番上に記載がございますが、こちらには、高等学校用の一般図書をまとめております。高等学校においては、特に専門的な内容を学習するために、教科書目録に掲載のないものを一般図書として使用することができることになっています。左側から学校名、発行者の番号略称、書名、評価・科目のねらい、選定理由の項目がございます。

1番目に、来春開設する横浜商業高校スポーツマネージメント科で使用するスポーツ概論の教科書として、大修館が発行している「基礎から学ぶスポーツ概論」を採択案としています。選定理由といたしまして、「スポーツに関わる技能や体力を合理的に向上させるための最先端の科学的知識や具体的方法と、スポーツの歴史・背景・これからの施策など、本科で学ぶ内容を網羅している」ことを選定理由としております。

そのほか、横浜商業高校商業科、国際学科、みなと総合高校、横浜総合高校、 戸塚高校定時制で使う一般図書を一覧にして採択案としております。

戻っていただきまして申し訳ございません。67 ページをお開きください。高校の採択案の67ページでございます。こちらの一番下の欄をご覧ください。

来春開設する戸塚高校普通科音楽コースにつきましては、教科書目録に掲載されている検定済教科書の教育芸術社「高校生の音楽 I 」を採択案としています。 平成26年度使用高等学校用教科書の採択数は567種目、367種類となります。

続きまして、南高等学校用教科書(案)についてご説明申し上げます。インデックス4番をお開きください。

平成26年度使用南高等学校用教科書(案)をご覧ください。なお、これには南高等学校附属中学校使用教科書を含んでおります。表紙を1枚おめくりください。

採択する教科書の欄にあります別紙一覧のとおり、採択することをご提案いた します。なお、別紙一覧はもう1枚おめくりいただいたところから記載しており ます。

前のページにお戻りください。採択理由案を読み上げさせていただきます。

横浜市立南高等学校では、平成23年3月に策定された「横浜市立高等学校教育振興プログラム」に基づき、中高一貫教育校として、豊かな人間性と高い学力を育てるという使命があり、その使命や教育目標を踏まえた教科書を選定する必要がある。「平成25年度横浜市教科書採択の基本方針」に基づき、南高等学校にとって最も適切である教科書について一般図書(高等学校用)も含めて、学校長に対して意見の報告を求めた。

横浜市教科書取扱審議会では、学校長より提出された「教科用図書意見報告書」を尊重しつつ、その内容を教科書目録に登載されている教科書について調査・研究した「調査員報告書」と合わせて慎重に審議し、「平成26年度使用南高等学校用教科書答申」としてまとめ、教育委員会に提出した。

教育委員会では、この答申をもとに、「横浜市立高等学校教育振興プログラム」に示された南高等学校の使命、教育理念、生徒の進路状況等の概要、重視する取組の観点から、先の「教科用図書意見報告書」を参考にしつつ、慎重に審議した。その結果、学校の特色に配慮し、各教科・科目の目標の実現を図ることができる教科書として最も適切であると認められたため、別紙一覧のとおり、平成26年度に使用する教科書として採択するものである。

なお、国語総合、数学 I、数学 A、コミュニケーション英語 I の教科書については、南高等学校で使用するとともに、南高等学校附属中学校において、南高等学校の学習内容を一部移行して実施する際に使用する教科書として採択する。

以上でございます。

1 枚おめくりください。こちらに採択する教科書が一覧となっております。そこには、左側から発行社の番号・略称、教科書の記号・番号、書名、南高等学校の選定理由、教科書の特徴が記載されております。一覧の1ページをご覧ください。

国語総合の上から1番目、2番目に第一学習社が分冊で発行している「高等学校新訂国語総合現代文編」、「高等学校新訂国語総合古典編」が記載されております。

選定理由として、「現代文編では、論理的思考力を育成する教材が適切に配列されていること。中学校での学習内容を踏まえており、自己表現力や言語活動が十分に行える表現教材も豊富であること。国公立大学受験の基礎力をつけるにも適していること」としております。

2番目の古典編の選定理由では、「古典編では、古典・漢文ともに、1年生に必要なジャンルの教材が適切に配列されており、古典導入期のテキストとして適切であること。附属中学3年生が使用した際にも、違和感なく自然に導入できること」などを選定理由としております。この教科書の特徴としましては、「基礎・基本を重視しているが、新鮮な視点を感じる教材が精選され、総合的な国語力の習得を考えた配列がなされていること。現代文とは別に章立てされた表現の実践が言語活動を通して総合的な国語力を伸ばせる編集になっていること。古文・漢文は難易度が学習時期に合わせた適切な配置になっており、初学者のために有効な編集になっていること」等があり、南高等学校の国語総合の目標の実現を図ることができる教科書として適切であるととらえ、採択案としております。

他の教科、種目、一般図書についても、同様に一覧としてまとめております。 平成26年度使用南高等学校用教科書の採択数は42種目となります。

南高等学校の採択案の後ろのほうにありますが、18ページ、19ページをご覧ください。ここには南高等学校用教科書として採択するものの中で、特に、附属中学校において、南高等学校の学習内容を一部移行して実施する4種目の教科書を掲載しております。それぞれ、選定理由の中に、その旨が記載されております。この4種目の教科書につきましては、来年度の附属中学校3年生が有償にて購入し、そのまま、高校1年生で継続使用することとなります。

高等学校及び南高等学校教科書につきましては以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらどうぞ。

間野委員

インデックス3の36ページ、数学Iについて先ほど説明をいただきました。戸塚高校定時制から始まりまして、横浜サイエンスフロンティア、そして桜丘、東、戸塚の3校が一緒だということで採択理由の説明がありました。その下の37ページ、金沢高校とみなと総合が同じ教科書なのですが、学校の使命や、あるい

は学力などに応じて選択されているとのことでした。私としては金沢高校とみな と総合高校の使命は大きく異なるように思うのですが、この同じ数学 I のテキス トを採用しているというのはどういう理由なのでしょうか。

さらに言いますと、36 ページ、桜丘、東、戸塚と書いてありますが、南高校もこの数研の教科書を採択しているんですね。仮にそうであれば、金沢高校は数研の教科書を選ぶか、あるいはサイエンスフロンティアの啓林館を選んでもおかしくないと思うのですが、金沢高校とみなと総合が同じ、この数研の教科書を選んでいるというのはどんな理由なのですか。あるいは、みなと総合自身がその下の横浜総合とか、あるいは他の使命が近いような学校の教科書を選んでもいいはずです。そうでなく、これが一緒になったというのはどんな理由によるものなんでしょうか。

髙橋高校教育 課長

高校教育課の髙橋でございます。今、ご指摘の数学 I の教科書についてでございますが、まず数研の数 I 310 につきまして桜丘、東、戸塚が選んでおります。そして、数研の数 I 311 につきまして、金沢高校とみなと総合が選んでいるということでございます。

数研出版は、数学 I につきまして 5 種類の教科書を発行していまして、この 310 と 311 というのは、説明の仕方が少し違うのですけれども、グレード的には 近いものがございます。

金沢高校につきましては、グレードを優先的にという考えもございますけども、基礎的な内容が来て、解説してあることに着眼をして選んでいるというところでございます。

それから、南高校につきましては、附属中学校で現在、数研出版の「体系数学」というのを副教材として使用しております。それと同じ出版者である数研出版の数学 I の教科書が適切であるという理由から、南高校は数研出版の数学 I を使用しております。

確かに桜丘、金沢は進学指導重点校という使命を持っておりますし、みなと総合高校は、総合学科高校としてキャリア教育を推進するということでありますが、一方で、みなと総合高校の生徒も、現状といたしましては、進学に対しての意欲の高いところでございますので、特に、基礎的な力を育成する数学Iについては、そういったところで、同じ教科書を選定していくというところは一般的にありまして、その展開の仕方あるいは授業の仕方、それから、さらには教材として用いる問題集等との併用の授業展開によって、授業内容そのものの違いやいろいろな段取りによって同じ教科書でも学校にあった使用の仕方をしております。

間野委員

同じく高校の4ページですけれども、国語の現代文Bについて、こちらも一番上の段ですが、三省堂の現代文Bの 304 ですけれども、ここも金沢高校と横浜商業高校と横浜総合高校が選択しています。ちなみに南高校はここには書かれていませんが、南高校は横浜サイエンスフロンティアと同じ筑摩、現代文Bの 315、こちらを選んでいるわけです。これもまた、大きく趣意が異なる学校が同じ教科書を選んでいるというのはどんな理由なのでしょうか。

高橋高校教育 課長

三省堂現代文B304「精選現代文B」についてご説明いたします。

まず、金沢高校と横浜商業高校は共通履修科目の教科書として選んでおりますので、こちらを勉強するのは、2年生全員が履修いたします。それに対して、横浜総合高校は選択科目としての教科書として選んでおりますので、進学等を希望する上で、その現代文Bを選択する生徒だけが対象となった教科書として、選ん

でいるというところが、まず違うところでございます。

また、この「精選現代文B」という教科書は非常に豊富な教材をとっておりまして、例えば、金沢高校は評論文等、文芸的な作品のバランスがとれていると書いてありますけれども、「精選現代文B」では、評論文が 18、それから随想的な評論とか、茂木健一郎さんなども随想としてジャンルは使っておりますが、実質は評論文でございますので、評論文 20 本がとられております。しかも、大学受験で非常に頻出している作家等も大変多く取られている教科書でございます。

また一方で、小林秀雄であるとか、非常に評価が定着している作品も非常に数多く採られております。さらには、小説教材も、いわゆる定番教材と言われている「山月記」であったり、「こころ」であったり「舞姫」も収録されており、また、新しい作家の小説等も採られておりまして、非常に幅広い作品が収録されている教科書でございますので、その展開の仕方によって使命の実現に結びつけることが可能な教科書であると考えます。

間野委員

はい、分かりました。

今田委員長

よろしいですか。他にどなたかありますか。

奥山委員

高校の教科書につきましては、1年ごとの選定という形になると思うのですけれども、これは1年ごとに、場合によっては教科書会社を変えるという選択をする学校などもあるのでしょうか。そのあたりのこと、もし傾向があれば教えていただきたいのですが。

髙橋高校教育 課長 例えば、数学 I のような教科書でございますと数学 I 、数学 II 、数学 II という、学年を追って系統性のある場合が多くございますので、比較的、同じ出版社を継続的に利用する場合が多くございます。それに対して、例えば国語であるとか、英語の場合、改訂されたりしますと、収録されている作品ががらっと変わったりする場合がございます。そういう場合は改訂状況であったり、新しく発行された教科書、特に、今年度から、高校の場合は、全教科で新しい趣旨の指導要領による教科書が発行されており、新しく検定された教科書が、非常に多く発行されております。

そういった事情もありまして、新しく発行されたものや改訂されたもの、もしくは絶版になったものもございますので、そういった状況に応じて毎年、総合的な視点から検討を加え、使用する教科書を変えていくわけでございます。

奥山委員

ありがとうございます。

今田委員長

他にありませんか。よろしいですか。

西川委員

南高等学校の中学、附属中学校のほうが、高校の授業を一部導入するという形で、有償で教科書を配布するということになっているそうですが、そのときに、年度が変わったとき、高等学校になったときにその教科書を使うということでしょうか。

髙橋高校教育 課長 先ほどの吉原室長からの説明にもございましたように、今年の高校1年生で使っている教科書を附属中学校においても同様に使用していくわけですが、その附属中学校の3年生は来年度、平成27年度になりますと高校1年生になっていきま

す。その際、4種類の教科書については、同じ教科書を使っていくということに なります。

西川委員

はい。分かりました。

今田委員長

よろしいでしょうか。いいですね。それでは、特にご質問がなければ、高等学校用教科書については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、高等学校用教科書について、原案のとおり採択いたします。 次に、南高等学校用教科書について、南高等学校附属中学校使用教科書を含め、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

間野委員

南高等学校についてなんですけれども、附属中学校で使用する教科書が、南高校の教科書と同じのようです。古典と数学と英語、これを先取りするわけですけれども、来年の4月に入学してくる高校1年生と、それから、来年進級する中学3年生とが同じ教科書ということになりますが、その理由はなぜでしょうか。

つまり、中学から一貫して上がってきているので、今の南高等学校とは違うカリキュラムで、違う水準の授業がなされるのかというふうに普通は想像するのですが、現行の南高校と同じ教科書をそのまま使うというのは、何か理由があるんでしょうか。

高橋高校教育 課長 現在の南高校においても、中高一貫教育校としての視点から、附属中学校の生徒を意識した授業を行っております。そして、使用教材も数学 I、数学 A、それから国語総合については中学校からの続きとして古典編のみでございますけれども、古典編の第一学習社のものは入門編に一切傍注がないなど、水準の高い教科書を使う予定をしております。また、英語につきましても、そういうふうに高い教科書を使って展開しておりまして、そういった視点から、附属中学校と高校が一貫した授業を展開するという視点でやっております。

間野委員

既に高校も先を見て授業を展開しているということですね。はい、分かりました。

今田委員長

改めて、南高等学校用教科書について、南高等学校附属中学校使用教科書を含め、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

よろしいですか。それでは、南高等学校教科書について、原案のとおり採択します。

教科書採択に係る審議資料の関係で、所管課から追加で何かありますか。

入内嶋指導部 長 本日の教科書採択に係る審議資料につきましては、本日午後4時を目途に、市民情報センターのほうに配架いたします。

以上でございます。

今田委員長

それでは、そのようにお願いします。

次に、議事日程に従い、教育委員会報告第3号「教育委員会事務局職員の人事 に関する臨時代理報告について」所管課から説明をお願いします。

高家職員課長

職員課長の高家です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、教委報第3号「教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理について」ご報告をさせていただきます。

平成25年8月1日付の教育委員会事務局職員人事につきましては急施を要し、教育委員会を開くいとまがなかったので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、教育長において臨時代理を行いましたので、同条第3項の規定により報告をさせていただきます。

資料3ページをご覧ください。人事異動の内容でございますが、課長級職員の 異動でございます。世界遺産担当という職務につきまして生涯学習文化財課長が 兼務しておりましたが、「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録につきましては、 6月に政府により正式な推薦の取り下げが決定されたことによりまして、生涯学 習文化財課長に発令されていた世界遺産担当の兼務を免じるものでございます。

説明は以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。ご質問等がございましたらどうぞ。よろしいですか。それでは、ご意見等がなければ、教育委員会報第3号については、報告のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、報告のとおり承認します。どうもありがとうございました。 以上で本日の公開案件が終了しました。その他、委員の皆さんから何かございますか。

事務局から何か報告事項がありますか。

伊東総務課長

次回の教育委員会臨時会は、8月23日金曜日の午前10時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

今田委員長

皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会臨時会は8月23日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途通知しますので、ご確認ください。

次に、非公開案件に移ります。傍聴の方はご退席願います。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<削除>

今田委員長

本日の案件は以上です。

これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

「閉会時刻:午後3時16分〕